

令和8年度鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和8年6月10日 午前10時00分				的野信之	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和8年6月10日 午前10時36分				的野信之	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	5	野口美恵子	出			
	6	新谷留晴	出			
	7	的野信之	出			
	8	石井大輔	出			
	9	許斐潤一郎	出			
10	有働徳仁	出				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名議員	8	石井大輔		9	許斐潤一郎	

職務出席	議会事務局長	長浦良	出	議会事務局次長	寺本理恵	出
	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出
	教育長	外園哲也	出	まちづくり課長	小長光弘平	出
	管財課長	小野泰三	出	税務保険課長	芝野英和	出
	住民環境課長	石田克	出	福祉人権課長	田鶴原竜二	出
	健康子ども課長	沼野葉子	出	産業振興課長兼農業委員会事務局長	大村俊夫	出
	都市整備課長	神谷徹	出	会計課長	坂田あゆみ	出
	上下水道課長	西生卓矢	出	教育課長	森永健一	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 令和8年 第5回 鞍手町議会定例会議事日程

6月10日 午前10時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第37号 鞍手町長等、職員、議長及び議員のハラスメント防止等に関する条例
- 日程第2 議案第38号 令和8年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第39号 財産の取得
- 日程第4 議案第40号 鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工請負契約の締結
- 日程第5 議案第41号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例

令和8年6月10日 6月定例会議案質疑。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信している通りです。日程第1 議案第37号 鞍手町長等職員、議長及び議員のハラスメント防止等に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

今回の条例が提案されておりますけれども、去る3月定例会におきまして、この議会において決議第1号として、町職員に対するハラスメント調査の実施及びハラスメント防止条例早期制定を求める決議というのが、議員全員の賛成によって採択されたわけです。

今回、このハラスメント防止等に関する条例について、提案された理由について、このことを踏まえての提案なのか、町長の考えを教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

去る3月議会において、議員の皆様から決議をいただきました。

その決議も含めまして、と同時に、現在、このハラスメントにつきましては、様々なところで問題になっていることもあります。そういった昨今の状況も考えながら、ハラスメント防止条例に関する条例につきまして、制定をしたところです。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

この決議を出した、出た理由については町長もご存知の通りですけれども、町長が当時、組合長をされてあったじん茶組合でのハラスメントの調査第三者委員会で、そこで組合長のハラスメントが発覚したというか、認定されたということで、この鞍手町においてもそういった同じような事案があるのではないだろうかということでの調査を求めているわけですけれども、これについては本当だったら調査をして、それに見合った条例を提出するべきだと私は考えますけれども、その調査自体はされたのか、またその準備はされているのか、する気持ちはないのか、教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

基本的に全職員に対する調査と、この条例を提案したとは基本的には関係ないというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

ということは、町長はこの議会が全会一致で決議したこの内容については、ただ、第三者的な、現在ハラスメントについてどこも条例制定しているからということと、議会でも同じような決議があったということだけをただ理由にただけということと、全然この中身については重く受け止めていないということにしか私は捉えられないのですが、調査自体はする気ないのですか、町長。そこだけ教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今のところ検討中です。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

同じような質問になりますけれども、まずそのアンケートの実態調査といったことの結論を6月議会で求めておりました、決議の内容。そのことについて、今、町長のお考えが示されました。そういったお考えを持っておられるのであれば、なぜ6月議会冒頭等においても、そういう決議に対するご対

応等についての説明をしなかったのか、それを教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

検討中でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

検討中ということであれば、そういったことをまず6月定例会冒頭に報告すべきではなかったのかなというふうにも思いますし、非常に議会を軽視しているというふうにも受け止められても致し方ないかなというふうにも思うようなご対応というのはいかがかなと考えますけども、いずれにしろ、本条例案は、これ理念条例である以上、まず本条例を制定する趣旨といったものをまず前文で謳って、第1条にその趣旨にのっとった目的を掲げ、条文構成をしていくというのが最もわかりやすい条例の制定の方法ではないかなというふうにも思いますが、この条例案を見ますと、前文が掲げられていませんので、この条例に関しては、先ほどの質問者もありましたけども、本町が構成団体となっているじん芥処理施設組合において、本町の町長の言動がパワーハラスメントと認定されたことを受けて、本町の特別職らのハラスメント防止の認識を強化するとともに、本町職員がハラスメントの被害者とならないために本条例を制定するといった趣旨をまず前文で謳い上げるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

きちんと目的を設定した上で、この条例は策定をされておりますので、前文については必要ないというふうに考えております。

○的野信之議長

他に質疑はありませんか。これで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第37号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第38号 令和8年度鞍手町一般会計補正予算第1号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の12ページをお開きください。2項 総務費及び10項 教育費について、12ページから17ページまで質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

13ページの、コミュニティ助成事業費の減額ですが、この中身についてもう一度説明をお願いします。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○小長光弘平まちづくり課長

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収益金を財源に実施している事業でございます。

令和8年度分としまして、立林区が実施する備品などの購入事業として申請しておりましたが、事業不採択の通知が本年3月27日付であったことから、全額を減額させていただくものでございます。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員)

14ページ、15ページの6項1項4目 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費で2億1,269万円とありますが、こちらの対象の農家さんは何軒あるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○大村俊夫産業振興課長

この事業の事業実施主体は、鞍手町畜産クラスター協議会という協議会が事業実施主体となっております。

り、その取り組み主体としましては、町内の採卵を行っている畜産農家が取り組みの主体となっております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員）

こちらの方で見ますと、一応全額が補助金という形ではあがっていますが、その事業者と負担割合ってのはどれぐらいなのでしょう。例えば2分の1とかですね。何かそういうふうな決まりの中での補助金なのでしょう。

○的野信之議長 産業振興課長。

○大村俊夫産業振興課長

補助事業は2分の1以内が補助となっております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員）

そしたら、こちらを行うことによって、本町またはその事業の内容にとって、どのような効果が見込まれるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○大村俊夫産業振興課長

この事業により、畜産の収益性、持続性、社会的価値を高めるためにこの事業が設けられており、今回の事業におきましては、畜産酪農農家の持続性、温室効果ガスの低減というのが効果となっております。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員）

同じ事業なのですが、提案説明において、県の補助事業について採択される見込みがありますということでしたけど、これは国の事業ではないのですかね。ちょっと揚げ足を取るようですが、確認をよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○大村俊夫産業振興課長

この事業につきましては、国の令和7年度補正予算において成立された事業であり、県を通して町の方に下りてくる事業ということで提案説明をさせていただきました。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員）

県の補助事業と書いてあるのですよね、提案説明では。国の補助事業ですよね、間違いなく。事業は県がすると思うのですよ。補助金を出すのは国、農林水産省が出していると思うのですよ。そこら辺の確認をお願いいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○大村俊夫産業振興課長

この補助事業につきましては、議員おっしゃるとおり、農林水産省の補助金でございます。それを県が間接的に補助を、まず国が県に補助をして、町を経由して事業実施主体の方に補助をするという流れになっておりまして、予算上、県の補助金として歳入を上げている関係から、提案説明では県の補助事業というふうにさせていただきました。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

3款のところですけども、障害者在宅支援事業費と書いてありまして、在宅人工呼吸器使用者非常用電源導入助成事業給付費と書いてあります。これは今回新しくできたことなのでしょう。それと、対象者がどのくらいいらっしゃるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉課長

本補助金は今回初めて制定させていただいております。

在宅で人工呼吸器を使用されている方の把握につきましては、主な関係機関に問い合わせを行っておりますが、現時点では十分に把握できていない状況です。

今後さらに医療機関や関係機関と協力し、対象となる可能性のある方の把握を広く努めていきたいと思っています。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員）

16ページ、17ページの10款3項2目、こちらの教育振興費の部分なのですが、52万8千円上がっております。こちら内容としては福岡学力アップ推進事業費だと思うのですが、こちらの対象の学年、中学校になっているのですが、小学校はないのか、中学校であれば何年生が対象なのか、あつどのような内容なのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

これは中学校指定ということで、学年の指定はございません。

中身については講師料と消耗品ということで挙げておりますので、中学校全体で学力アップをしていく取り組みとなります。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員）

提案説明の方で採択されたということですので、県内の全校が一斉に行うものではないのかなと思うのですが、この中で、県の支出金が26万3千円と一般財源が26万5千円となっておりますが、こちら大体、県内の小学校、中学校等では日常的に募集というか、採択を狙って出されているものなのでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

これは募集というか、こちらから手を挙げるのではなく、県からの指定ということになりますので、こちらからの分というのは上がっておりません。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員）

県からの指定なのに採択される、されないといけないということは、やはり内容、見積もり等を出して、それで採択されたのかなと思うのですが、こちらは学校教育の質を高めるという重要な内容だと思うのですが、この事業を行うことで、本町が見込んでいる効果、またその学習支援にどのようにつなげていくのか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

この主だった事業につきましては、学校で計画した中で、時間講師を2名ほど雇いまして、そしてその教科を重点的にやっていくというふうなことを、2つに分けて少人数授業をやっていったりして、きめ細かな指導をしていくというふうなことになっております。

しかし、残念ながら今のところ講師不足で講師はついてないというふうな状況でございます。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。8ページをお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。8ページから11ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員）

当初予算で、社会福祉協議会の補助金が3,000万ほどついております。

今回、4月1日付で、職員は役場から出向した2名の職員だけでございます。当初予算の内容を確認しますと、2,500万ほどの人件費が含まれております。会長を含めてですが、今回その3名職員が辞めているのに、なぜ補助金を減額しなかったのか。町長お願いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今後、新たな職員を雇用する、雇用というか採用する可能性がありますので、減額はしておりません。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番(篠原哲哉議員)

ホームページを見ますと、その採用試験の募集要項なんかは載ってないように確認をしたのですが4月から、もう6月になっております。その分も減額すべきではないでしょうか、私、常々言っていますよね、補正予算は足らなかつたら上げる、いらなかつたら下げる、町おこし協力隊の時も言いましたよね、5年度の決算で9億円ほどの財源が余ってございました。この時も補正予算を対応して減額すべきじゃなかつたかということをおっしゃっていました。町長はその点に関しましてどう思われますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

適時必要な時に補正を組んで減額または増額をさせていただきます。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番(篠原哲哉議員)

その回答ばかりなので、私いつも言っているのですよ。いらなかつたら落としてください。その財源を他の事業に充てるべきじゃないかということをお前は常々言っていました。そのことを何も反省も、何もしないで適宜補正いたしますとかいう回答じゃありません。もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

これにつきましては、適宜対応していくというのが補正の基本的な考え方であるというふうに考えておりますので、そのようにしていきたいというふうに思います。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただ、今議題となっております議案第38号は総務文教委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第3 議案第39号 財産の取得を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

消防ポンプ車、必要なものだというふうには認識しております。ただ、これは契約が成立した後に一から組み立てると、ポンプ車においては今までずっとそういうことでした。

メンテナンスとか修理とかいう時に、特殊な部品がたくさんあると思うのですけれども、その町内の自動車の修理工とか整備工場とかいうところで、そういったものができるのか。これまでどうしてきたのか、今後どうするのかについて、この契約する前にちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○小長光弘平課長

車両の点検につきましてお答えさせていただきますが、例年、消防団の夏季訓練の時に、専門業者

の方に来ていただきまして、ポンプの点検を実施しているのが実情でございます。

近年の修繕の状況としましては、7年度は4件、金額にして約16万円、6年度は5件で約17万円、令和5年度は7件の約30万円を支出しております。

修繕の主な内容としましては、バッテリーの交換、それと先ほど説明しましたポンプ点検で分かったような内容で、ポンプの関係でフィルターの交換、弁の交換などを行っております。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員）

今ですね、なかなか納車が遅れたりとか、そういうことが普通の一般車両では起こっているのですが、こちらの消防ポンプ車の納車予定はいつ頃になっているのでしょうか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○小長光弘平課長

納期につきましては、契約上は、令和9年3月15日ということにさせていただいておりますが、納期の設定に当たりましては、ベースとなる車両の調達、艀装等の時間に要する作業など、最大限考慮して3月ということにしております。

実際、契約の相手方より聞き取った内容としましては、最短で11月上旬ぐらいには納車できるのではないかとこのところで報告を受けております。いずれにしましても、進捗についてはしっかり管理をしていきたいと考えております。

○的野信之議長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第39号は総務文教委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第40号 鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業設計施工請負契約の締結を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

今回、くらじふれあいアリーナ大規模改修事業として、請負契約の締結ということなのですが、中身としてはプロポーザル方式で決定したということですが、この大規模改修の主な内容について教えていただきたいと思っております。

○的野信之議長 管財課長。

○小野泰三管財課長

本事業については、まず大きな内容としましては、設計業務、施工業務、それから施工業務に関する工事管理業務ということになります。施工に関しましては、アリーナの屋内運動場のまず床の改修工事、空調設備の更新、それから電気設備の更新ということになります。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

これ、プロポーザルにする必要があったのでしょうか。これ見ますと、そのプロポーザル実施要項云々ということになっておりますけれども、どういう中身でこの点数まで掲げられていますけれども、公募型プロポーザル方式という選考方法にした理由について教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

今回、プロポーザルということで、設計施工を一括の発注方式にした理由については、この事業が単年度事業であり、補助金を活用した事業となります。設計施工分で全部分けてしまうと、スケジュ

一的に実際のところ間に合わない。まず設計の段階で入札、それから契約、その後設計完了後に今度は施工分の入札、これが5千万以上の事業になりますので、議会の承認、その後に施工という形になると、単年度で終わるということが難しい事業になってくるということになります。

また、入札の不落や不調となるリスクというのも考えられますので、年内に施工することが、一番の目的ということになりますので、設計施工を一括で発注とさせていただきます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

設計施工を一括するためと言われましたけれども、それプロポーザルじゃなくても他のやり方ないのですかね。プロポーザルって一般的に言ったら、あのうちはこういう改修がいいと思いますとか、それぞれが改修の仕方とか、この角はこうの方がいいとか、なんかいろいろあると思うのですよね。そこで一番いいところを選んでやるっていうのがプロポーザルだと私は思っているのですけれども、その設計施工と一緒にやるということだけで言えば、プロポーザルじゃなくて他にやり方があったのではないだろうかと思えますけれども、その点についてはどうですか。

○的野信之議長 管財課長。

○小野泰三管財課長

今回は、先ほど教育課長の答弁でもありましたけれども、まず単年度に終わらせなくてはいけない事業っていうこともありますし、設計自体がまだ行われてない状態ですので、仕様が決まっておらず、詳細な工事費も出てないということになります。

今回は、設計から携わっていただいて、仕様もそちらの方でご提案をしていただきながら、詳細な工事費も算出していただいて、施工まで行っていただくということでプロポーザル方式での公募をかけておりました。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員)

今からその契約という形になるのでしょうか、こちら予定の工事期間をお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

スケジュールにつきましては、詳しい内容っていうのは、今回の議決がいただけましたら、契約成立後6月16日から終了が令和9年3月31日までの工期となります。

現段階で想定されるのが、6月の下旬から8月までで実施設計、9月で準備、資材の発注を行い、10月から2月まで電気工事、機械工事、11月から2月末までが建設工事、3月が検査っていう形でスケジュールを組んでおります。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員)

今の課長の答弁を聞きますと、結構ギリギリ、年度内ギリギリになる可能性があるのだと思うのですが、そのアリーナは、工事中は全館閉館の予定なのか、それとも部分的に閉館の予定なのか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

アリーナについては現在も利用者さんがいらっしゃいますので、極力使えるようにということを中心に、今回のプロポーザルの方に申し込みをいただいております。なので、スケジュール的にまだ契約の方が終わっていませんのではっきりとは出ませんが、極力、アリーナ部分についてもトレーニングルームとか他の部分は常時使える、アリーナ部分については、極力工事期間を短くという形で業者さんの方にもお願いして、今後スケジュールを組んでいきたいと思っております。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。許斐潤一郎議員。

○9番(許斐潤一郎議員)

他の議員さんの方から質問がございましたけれども、今アリーナを使用されております、町の運動教室も行われていますし、バスケット、卓球、卓球も車椅子を使用されている卓球のサークルもありますし、バドミントン、10数団体の活用がされていますけど、その間、工事期間中におきまして、代替の場所とか、そういうのは一応検討されているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

町で行われている事業に関しましては、担当課より相談の方があっておりますので、中央公民館の体育館や第一研修室等を使って、そこの分をやっていくというふうな形にはしております。

あと、一般の方につきましては、まだ工事の始まる期間っていうのが分かっておりませんので、それがはっきり次第、早めにお知らせをして、中央公民館の体育館、こちらの方を使っていただいたりということで考えております。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員）

最後に1点だけなのですが、先ほど3月ということだったのですが、もし、今、資材高騰、資材等が入ってこないという中で、それが来年度に持ち越した場合、今、予定されている補助金というのは問題ないのでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

この補助金は単年度事業ということで、実際工事が終わった時が対象の年になりますので、基本的に持ち越しというのは考えておりませんし、それが間に合うようにという形で業者さんと打ち合わせをしながら進めていきたいと思っております。

○的野信之議長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております。議案第40号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第5 議案第41号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長

日程第5 議案第41号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第41号は、鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、在留カード及び特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書によるコンビニでの印鑑登録証明書の交付を可能にするため、所要の改正を行うものであります。

以上が日程第5 議案第41号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長

日程第5 議案第41号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております。議案第41号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。明日11日から15日までの5日間は、委員会審査のため休会にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、明日11日から15日までの5日間は委員会審査のため休会とします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 10時36分 ——  
~~~~~○~~~~~